

## 質問回答

平成 25 年 10 月 7 日

「ペルー国「エネルギー効率化インフラ支援プログラム(開発金融借款)」の省エネ等サブローン実施促進【有償勘定技術支援】」

(公示日:平成 25 年 9 月 25 日 / 公示番号:2)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	別紙1 P.4 6 . 業務の内容 (2)現地派遣 3)	ローカルコンサルタントやスペシャリストが開催する省エネワークショップの開催の予定時期、参加企業数(想定されてる規模)につきましてご教示ください。	現在ローカルコンサルタント雇用手続き中であるため、現時点でワークショップの予定時期や参加企業数については決まっていません。ローカルコンサルタント雇用後、ローカルコンサルタントに計画を立ててもらう予定です。その際に、本支援の専門家と相談しつつ、開催時期の調整やワークショップの規模等について調整することが可能です。
2	別紙1 P.7 7 . 複数年度契約	わが国においては、来年 4 月より消費税率の 8%への引き上げが予定されています。貴機構と受託コンサルタントは、消費税率 5%で契約を締結(本年 11 月)することとなりますが、年度末での清算を行わない場合には、業務完了時に、受託コンサルタントが新税率である 8%を納税することとなると理解しています。このような事情をご配慮いただき、本業務に特段の支障をきたさない場合には、会計年度末である 2014 年 3 月に 2013 年度実施分の清算を行い、4 月以降の実施分については新税率により契約締結(2014 年度実施分)するなど、業務期中での消費税率の引上げに対応した負担軽減のための措置を講じていただくことは可能でしょうか。業務期中で消費税が引き上げられた場合の措置につきましてご教示ください。	消費税率引き上げに関する対応については、機構として検討中ですので、確定次第、お知らせいたします。 消費税率変更を理由とした契約期間の分割は想定しておりません。部分払い、もしくは、中間概算払いのご希望については、契約交渉時に確認をいたします。部分払いまたは中間概算払いのご請求・お支払いの時期および金額については、契約締結後速やかに打合簿にて合意を行います。適用の税率は、JICA における成果品の検査日あるいは通知日によるものと考えています。

以上